

患者様へのお願い

- 当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
現在、一部の医薬品については十分な供給ができない状況が続いています。
当院では、医薬品の供給不足が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関しましては、適切な対応ができる体制を整備しています。
ただし、医薬品の供給状況によっては、患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性があります。
- 当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名（銘柄）ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。
一般名処方をすることで、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
（一般名処方とは、「商品名（銘柄）」ではなく、お薬の「有効成分」を処方箋に記載することをいいます。）
- なお、2024年度診療報酬改定によって、2024年10月1日以降、長期収載されている医薬品（既に特許が切れている、または再審査期間が終了しており、同じ効能・効果を持つ後発医薬品が発売されている薬）について、診療費とは別に選定療養として、原則として医薬品の費用の一部をお支払いいただくこととなりました。
ご理解とご協力をお願いいたします。
- 上記の件でご不明点やご心配ごとがありましたら、当院職員までご相談ください。

医療法人社団桜宗会

デンタルオフィス桜新町